

ふるさと創生の実現に向けた提言

平成28年8月

自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク

我々、「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」は、平成22年1月の設立以来、新しいふるさとの創造に向けて、政策のイノベーションを進め、必要な政策を国に提言してきた。

我が国は、急激な少子高齢化の進行と人口減少、都市と地方の格差拡大など、依然として極めて深刻な問題に直面しており、国を挙げて諸対策を全力で進めなければならない。

このような中、今年3日にふるさと知事ネットワーク第10回知事会合を開催し、ふるさと創生の実現をテーマとして、ふるさと納税の今後のあり方、若者が地元で活躍できる機会の創出、女性が活躍できる環境の改善、高齢者が活躍できる環境の整備について協議した。

ふるさと創生の動きを本格化させ、活力ある地域社会を実現するためには、国の主体的な取組みが不可欠であるとともに、地方が結束して力を尽くすことを支援していただくことが必要であり、以下のとおり提言する。

平成28年8月25日

自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク

青森県知事	三村	申吾
山形県知事	吉村	美栄子
石川県知事	谷本	正憲
福井県知事	西川	一誠
山梨県知事	後藤	斎
長野県知事	阿部	守一
三重県知事	鈴木	英敬
奈良県知事	荒井	正吾
鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
高知県知事	尾崎	正直
宮崎県知事	河野	俊嗣

1 ふるさと納税のさらなる推進

ふるさと納税は、ふるさとに対し貢献または応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された制度であり、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資するものである。

制度本来の趣旨や経済的利益の無償の供与であることを前提に、ふるさと納税に係る寄付金に対して、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであること等を踏まえ、返礼品については節度ある運用を行いつつ、積極的にふるさと納税制度を推進すべきである。

国においては、制度の利用を一層促進するため、マイナンバーカードを用いてインターネットにより年金保険料や税金などの各種手続きを可能とする「マイナポータル」に、ふるさと納税の手続き機能を付与するなど、ふるさと納税の手続きの簡素化を図ること。

2 若者が地方で活躍できる機会の創出

(1) 大学の地方分散

- ① 地方へのキャンパスや研究施設の移転など大学機能の地方分散を進めること。特に、地方に研究資源が豊富に存在する工学系や農学系などの分野の地方移転は、研究内容の向上や地方における産業振興につながることから重点的に取り組むこと。
- ② 都市圏への若年世代の人口流出を抑制するため、大都市圏における大学等の新設や定員を抑制し、地方大学の定員拡大を促進すること。また、定員を大幅に上回る大学に対する補助金、運営費交付金の減額措置について、大都市圏の大学に対して経過措置を設けず厳格に適用すること。

(2) 大学生等の地元定着促進

人口流出が続く地方において地方創生を実現するためには、大学生等の地元定着を促進することが必要である。

地域の実情に応じて、地元での進学や就職を促進する施策や事業を展開する自治体、地方大学への支援を充実させること。

- ① 「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱」に基づく特別交付税措置による支援制度について、支援対象を「地域の中核企業等を担うリーダー的人材の確保」に限定せず、地方が必要とする幅広い人材を対象とした制度とすること。
- ② 地方で学ぶ学生への給付型奨学金の創設や奨学金返還支援を充実させるとともに、地方大学が行う大学生等の地元定着促進を目的とした取組みに対して十分な評価を行い、私立大学等経費補助金および国立大学法人運営費交付金の予算枠拡充や、公立大学支援のための地方交付税の拡充を図ること。

(3) UIターンの機会拡充

- ① 地方還流等の視点から、若者の起業・創業に対して支援を行うとともに、大都市圏等の大学生をターゲットとした地方回帰型インターンシップ事業について、その推進組織の設置と運営に対する財政支援措置や学生が地元でインターンシップに参加しやすくなる支援措置を講じること。
- ② 地方への移住・定住の流れを促進するためには、相談から移住後のフォローアップまで責任を持って対応できる体制の整備が必要であり、地域の実情に応じた独自の取組みを推進できるよう、自治体に対して安定的かつ継続的な財政支援を行うこと。

(4) 企業の地方移転促進

平成27年度税制改正により、東京23区等から地方への本社機能の移転等を行う企業に対して税制優遇措置を行う「地方拠点強化税制」が創設されたが、三大都市圏からの移転に対して優遇措置を適用するとともに平成29年度以降においても税額控除の率を維持すること。

また、税財源への影響に配慮しつつ、大都市と地方の法人税に差を設けることや移転に伴う資産売却益および企業立地補助金等の益金不算入制度の導入など、さらなる効果促進を図ること。

(5) 政府関係機関の地方移転促進

国家戦略としての政府関係機関の地方移転への取組みは、我が国の政治・経済システムなど国家構造の根本を変革するものであり、強力な政治的リーダーシップなくして実現は困難である。

そのためにも、「政府関係機関移転基本方針」に基づき、地方創生に実効性のある組織移転が実現するよう、年次プランの作成など、国家戦略として引き続き国が前面に立ち実行すること。

また、今後、政府関係機関が新規に拠点を開設する場合は、地方立地を原則とすること。

(6) 産業振興等に必要なネットワークの確保

高規格幹線道路ネットワークのミッシングリンクの解消、高速鉄道網の整備や地域が取り組む地方航空路線の維持・拡充対策に対する支援など、地域の産業振興、企業の地方分散を進めるために不可欠な地方の高速交通網の整備等を促進すること。

3 女性が活躍できる環境の改善

(1) 仕事と家庭・子育ての両立による女性の就労促進

- ① 長時間労働の是正や男性の家事・育児への参画など、ワーク・ライフ・バランスに取り組むことが、企業にとって生産性の向上や従業員の定着、優秀な人材確保につながることから、中小企業経営者の意識改革を図るための働きかけを、労使・経済団体等と連携し全国展開すること。
- ② 中小企業がワーク・ライフ・バランスに効果的に取り組めるよう、専門家派遣による働き方改革に向けたコンサルティングなどの財政的な支援制度の創設とその周知・啓発を図ること。
- ③ また、職場で共に働く部下の仕事と家庭の両立等を応援する「イクボス」の取り組みや考え方が広がるよう対策を進めること。

(2) 女性の就労意欲向上

女性の正規雇用化に向けた取り組みに対する支援の拡充や、女性が出産や子育てをしながら働き続けやすい環境や、本人の希望に応じて多様で柔軟な働き方ができる職場環境を整備するとともに、女性の復職や再就業の促進、人材育成、登用を推進する企業への支援を充実すること。

(3) 地域女性活躍推進交付金などの財源確保と柔軟な運用等

自治体が行う地域の実情に応じた独自の取組みを支援するため、地域女性活躍推進交付金について十分な財源を確保するとともに、補助率の見直しや採択要件の緩和など柔軟な運用により、女性活躍に向けた実効性ある取組みを推進できる仕組みとすること。

また、地域少子化対策重点推進交付金についても十分な財源を確保し、女性活躍を推進できるよう対象の拡大を図ること。

あわせて、自治体の独自施策を継続的に支援するため女性活躍応援基金を創設すること。

(4) 幼児教育・保育などの充実

待機児童の解消や多様な保育サービスの導入など、女性が働きやすい環境を実現する自治体の教育・保育体制を評価し、施設の運営などに対する支援を充実させること。

また、保育料の無料化や所得要件の緩和など国の保育料減額制度の拡充を図るとともに、放課後児童クラブの利用料減免などを実施する自治体に対する財政支援の仕組みを導入すること。

4 高齢者が活躍できる環境の整備

(1) 高齢者が就労しやすい環境の整備促進

経験や知識を活用して働きたいと希望する高齢者の就労機会の確保・拡大や再就職を促進するため、県が実施する高齢者の求人・求職のマッチングに対する支援を充実させること。

また、高齢者の就労希望と実際に雇用される職種の不マッチがみられることから、各産業、職種において高齢者の受入れが促進されるよう対策を講じること。さらに、高齢者の雇用に積極的な企業に対する支援を充実させること。

(2) 高齢者が健康でいきいきと地域で活躍できる環境の整備促進

- ① 高齢者が今後も安心して地域に住み続けるため、日常生活に必要な機能・サービスの維持強化や交通弱者の移動手段確保、地域資源を活用したコミュニティビジネスなどを推進する「小さな拠点づくり」の実現に向けて、地域の実情に応じて活用しやすい財源を十分に確保すること。
- ② 高齢者の健康寿命を延ばし、地域社会の一員として社会参画の推進を図るため、生涯現役社会づくりの推進に向けて、財政支援や活動を促進するための制度の創設など具体策を策定すること。
- ③ 世代間交流による生きがいつくりに資するため、三世代同居住宅の新築・改築に対する所得税の軽減措置など三世代同居・近居を支援するための優遇策のさらなる拡充を図ること。

(3) 大都市から地方へ的高齢者の移住促進

元気な高齢者の経験や知識を活かした地域づくり推進のためには、地方が安心して元気な高齢者を受け入れることができるよう、過度の財政負担への懸念を払拭することが必要である。

このため、医療・介護保険制度における各種調整交付金の運用見直しによる受入自治体の財政負担増への補てんなど、元気な高齢者の移住前後の自治体間における負担の公平性を確保する仕組みを創設すること。

5 地方創生に必要な財源の充実・確保など

(1) 地方財政の強化

人口減少対策などを地方がその実情に応じて積極的に進めていくための財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保するとともに、財政力が弱い自治体が地方創生の目的を達成できるよう、財政調整機能や財源保障機能を適切に発揮すること。

また、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」については、今後も継続し、拡充するとともに、「人口減少等特別対策事業費」について配分額の見直しを検討する際には、地方の実情を十分に考慮すること。

(2) 地方創生推進交付金の充実

地方創生の取組みを深化し力強い潮流をつくるため、「未来への投資を実現する経済対策」に明記されている「未来への投資に向けた地方創生推進交付金」について、同一事業の複数年採択など柔軟な運用を講じること。さらに、交付金事業に係る地方負担分に対して、補正予算債を活用できるよう措置すること。

また、既存の地方創生推進交付金についても、自由度の高いものとするとともに、少なくとも、総合戦略計画期間中（5年間）の継続、十分な額の確保を行うこと。